

非常勤職員の診療特別手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年10月19日学長裁定)

非常勤職員の診療特別手当細則の一部を改正する細則

非常勤職員の診療特別手当細則（平成22年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(在職期間)</p> <p>第2条 給与規程第22条の2第2項に規定する在職期間は、医員又は研修医として在職した期間（基準日に引き続かない医員又は研修医として在職した期間を含む。）とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 育児休業<u>又は出生時育児休業</u>をしている期間</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和4年10月19日から施行し、改正後の第2条第2項第4号の規定は、令和4年10月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>新設される出生時育児休業に対応するため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(在職期間)</p> <p>第2条 給与規程第22条の2第2項に規定する在職期間は、医員又は研修医として在職した期間（基準日に引き続かない医員又は研修医として在職した期間を含む。）とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 育児休業をしている期間</p> <p>(略)</p>